

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」
の結果概要

令和 2 年 6 月 5 日
内閣府規制改革推進室

経済四団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）から、テレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望に対する各府省の回答（5月18日に規制改革推進会議のHPに公表）のうち、具体的要望事項に係る緊急対応について、5月22日付で規制改革推進会議（小林喜光議長）から各府省に対して「具体的基準」を示した上で、再検討を依頼した。

以下は、各府省から提出された再回答について、規制改革推進室において、府省横断的な項目及び府省毎の項目に整理したもの。

- (注1) 項目は、各府省から回答があったもののうち、多くの要望があったものなど主なものを規制改革推進室において選定した。なお、関連する要望について、一つの項目にまとめている場合がある。
- (注2) 記号による評価は、各手続の利用実態を勘案しつつ、原則として「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」に示された見直し基準で、書面は a~d 及び f~h、押印は a~d、対面は a~c に該当する場合に、○としている。
- (注3) 各府省の回答は、内容が変わらないと考えられる範囲で編集、整理している。
- (注4) 各府省の回答を記した部分の（注）は、規制改革推進室による注記。

1. 全府省横断的な項目

(注) 記載している事例は、各業務を行う一府省としての回答であり、政府全体としての対応方針を示したものではない。

(1) 会計・入札等

書面：△ 押印：△ 対面：○

【対応可とした事例】

- ・電子調達システム（GEPS）の利用により、オンラインでの入札や契約が可能。引き続き、GEPS の利用促進に努める。
- ・見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める
- ・見積書について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認める。
- ・立会検査等について、可能な限りオンラインでの対応を検討する。

【対応不可とした事例】

- ・契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要。

【その他】

- ・契約書等、会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。
- ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保が必要であり、会計手続の統一的運用の観点から、全省庁統一的な対応が必要。
- ・契約書については、会計法令上、発注者・受注者双方の押印が求められており、押印をしないことより、訴訟等が発生する恐れも見込まれるため、押印不要とすることは適切ではないと思われるが、会計手続の統一的運用の観点からも全省庁統一的な判断・対応が必要と考える。

(注) 会計に関しては、行政改革推進事務局を中心に、各省連絡会議を開催し、押印等の見直しを推進することとしている。

(2) 電子署名・電子認証サービス等の利用拡大

書面：△ 押印：△ 対面：×

【対応可とした事例】

- ・G ビズ ID (法人共通認証基盤) を使用したいというシステムがあれば、G ビズ ID の運用体制も考慮しつつ連携を検討する。

【対応不可とした事例】

- ・マイナンバーカードの更新手続きについて、マイナンバーカードは、住民誰もが無料で取得できる、唯一の公的な顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付する必要がある。
- ・電子署名法第3条の要件の緩和については、困難であるとするものの、同条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能である。

(備考) これらの他、要望に具体的な手続名があげられておらず、具体的事項に係る緊急対応としては触れられていない横断的項目として、公的証明書の有効期間や、収入印紙の貼付等についての要望があったことにも留意する。

2. 府省毎の主な項目

(注) 経済団体からの具体的要望事項のなかった宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、防衛省については未掲載。

(1) 人事院

① 行政・外郭団体と民間企業との人材交流に関する出向協定締結時の押印撤廃
書面：○ 押印：○ 対面：－

・eメール（PDF等で添付）による提出を認める。また、当事者間の合意が確認できるのであれば押印を求めない。

② 民間企業における役員報酬（給与）調査の電子化

書面：○ 押印：－ 対面：－

・調査関係書類にオンライン提出が可能であること、および積極的な利用を推奨する旨の記載を行っており、パスワード、IDがあれば勤務場所に関係なくオンライン手続を行える設計としている。また、オンライン手続のみで調査が完了するよう設計していると共に、エラーチェック等の入力支援機能を充実させている。メールによる提出を認めていることや、提出期限の超過についても、可能な限り柔軟な対応を行っている。希望に応じ、調査関係書類の電子媒体の提供も行っている。

(2) 内閣府

① 就労証明書の書式統一や電子化（子本部）

書面：× 押印：○ 対面：－

・保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。5月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。

(注) 就労証明書については、企業から保育所入所希望者へ紙の手交が必要

・法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めている。さらに、5月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発出した。

(3) 公正取引委員会

① 株式取得届出書提出手続きのオンライン化

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・原本（押印あり）の事後送付を前提として e メール（PDF 等（押印省略）で添付）による提出を認めている。また、事業者に交付する書面についても、希望者には e メールによる送付を実施している。対面手続きについても、電話、e メール、Web 会議による対応を実施しているほか、届出前相談については、電子相談窓口を設置している。

（４）警察庁

① 警備業に関する各種申請・届出書類の簡素化

書面：× 押印：－ 対面：－

- ・全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。

② 道路使用許可申請の電子化

書面：△ 押印：－ 対面：－

- ・既に電子申請が可能である一部の都道府県警察については、各都道府県警察のホームページ上で電子申請が可能である旨の周知を図る。
- ・全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。

③ 免許証の再発行手続の電子化

書面：× 押印：○ 対面：－

- ・免許証の交付については本人確認を行い運転免許証の現物を交付する必要があるが、申請については全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。
- ・法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。

④ 自動車運転免許の更新時講習

書面：－ 押印：－ 対面：○

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、更新期限までに申出があれば、更新・運転可能期間を一定期間延長する措置を実施している。

（５）金融庁

① 金融商品取引業者等に係る手続きの簡素化等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、e メールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。また、予め e メールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、e メールで送付する。但し、一部の

原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。

- ・法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。

② 資金決済法に係る官公庁等への届出等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・eメールを含むオンラインによる受付を認める。また、提出期限については柔軟に対応する。但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。
- ・省令等に規定する様式に押印欄がある書面について、押印がなくても書面を受け付けることとする。

(6) 総務省

① 消防法における書面・押印・対面規制の見直し

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・消防本部等に対し、「消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付ける」、「押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱う」、「防火対象物の点検の延期」等の旨を要請する通知を発出した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。

② 電波法における業務実施方法書変更届のデジタル化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を認める。その際、押印については、押印原則の見直しの基準に従って対応(押印の廃止、省略等)する。各府省から、個人・企業等に対して送付(郵送、ファックス)する書類についても、eメールでの送付を希望しない者を除いて、eメール(文書をPDF等で添付)での送付を行う。
- ・法令(法律、政令及び省令)で、押印を条文の規定上求めている書面及び省令・告示に規定する様式上押印が求められている書面以外の書面(通達やガイドラインで押印を求めているものを含む)については、押印を求めないこととする。

押印を求める通達やガイドライン等については、速やかに改正を行うものとする。

③ 自治体入札申請における実印・使用印利用ルールの簡便化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。

④ 住民税特別徴収通知書に係る手続きの完全電子化

書面：△ 押印：－ 対面：－

- ・市町村の体系的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。なお、当初分の通知の作成・送付については、5月中に作業が完了しているところ。
- ・なお、今般のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者における書面配布の時期については、弾力的に対応できる旨を周知した。

⑤ 住民票異動のオンライン化

書面：－ 押印：－ 対面：×

- ・転入届・転居届・世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市町村の住民票に記載され、又は市町村の住民票の記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性・本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。また、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様な厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点（トラストアンカー）とすることで、他の様々な手続きのオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届・転居届・世帯変更届については、窓口において対面で実施することが必要不可欠である。

(7) 法務省

① 在留資格認定証明書等の提出書類における運用の柔軟化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・オンライン申請の周知を図る。また利用申出について、一部郵送での提出を認める。オンライン申請においては、申請書の押印を求めず、また、押印された文書をPDFや郵送で提出することを認めている。

② 会社登記の完全電子化

書面：× 押印：－ 対面：－

- ・引き続き、ホームページ等によるオンライン手続の周知や商業登記電子証明書の普及・利便性向上等に努め、オンライン申請の促進を図る。また、紙の場合は認印でよいとしている添付書面を電磁的記録で提出する場合において、当該添付書面に相当する電磁的記録への電子署名の要件を緩和することを検討しているところ。

③ 給与差押に係る陳述書・事情届のデジタル化

書面：× 押印：× 対面：－

- ・最高裁規則の改正が必要となるため、法務省において緊急対応をすることは困難。

(8) 外務省

① パスポートの有効期間満了後の新規発給

書面：○ 押印：－ 対面：－

- ・新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け現地政府による外出制限等により在外公館への出頭が困難なために旅券の有効期間満了前に切替申請ができなかった申請者については、新たなパスポートの発給申請の際に必要な戸籍謄抄本の添付省略を認めるための省令改正の手続きを進めており、6月中の公布・施行を目指している。

(9) 財務省

① 所得税・住民税関連手続きの電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ、今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。

② 租税条約に関する届出書の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することを可能とした。法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。

③ 給与差押に係る陳述書・事情届のデジタル化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・対象手続の範囲及び納税者が正確かつ簡便に利用可能な仕組み等を考慮しつつ、予算措置を前提に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用したオンライン手続を可能とする方向で検討。
- ・法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。

④ 生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・コロナ感染症対応として、書面での照会は緊急性の高いもの等に限定して実施しているところ。その上で、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする。ただし、訴訟における証拠能力等の観点から、それが必要な場合は、所要の対応を行う。

（10）文部科学省

① オンライン教育の全面解禁及び公共図書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等に向けた著作権法の改正

書面：－ 押印：－ 対面：－

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔教育等のニーズに対応するため、平成30年著作権法改正により創設した「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早めて4月28日から施行した。また、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた権利者団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償としている。これにより、オンラインでの遠隔教育等において、著作権者からの個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に利用することが可能となる。「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い多くの公共図書館等が閉館となっていることを受け、国立国会図書館・公共図書館・権利者団体等において、国民の貴重な資料へのアクセスを確保するための臨時的な対応について検討が行われている。

② 国立大学への提出書類における代表印の押印の廃止

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・企業から国立大学法人に対して提出される書類への押印の要否については、国による定めはなく、各大学の規程に従って対応しているところ。昨年改正され

たデジタル手続法を踏まえ、各国立大学において各種手続のオンライン化が推進されるよう、好事例の収集・周知や通知を通じて促す。

(1 1) 厚生労働省

① 健康保険関連の手続

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・保険者が健康保険組合の場合、eメール（PDF等で添付）による提出を認める。また、法令に根拠があるものについて、押印の必要性を検証し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付ける。
- ・保険者が全国健康保険協会の場合、本年4月より、GビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。GビズIDを活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。また、事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けを行う取扱いとする。

② 雇用保険関連の手続

書面：△ 押印：○ 対面：－

- ・雇用保険関係手続（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、離職票の発行、被保険者資格取得届・喪失届等）については、事業主が行う主要な手続は全てオンライン手続可能となっているので、その周知により利用促進を図る。
(注) オンライン手続には電子証明書が必要なものも多い
- ・原則として、押印無しでも受け付けることとする。
- ・①被保険者資格取得、②被保険者喪失届、③高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書、④育児休業給付資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書、⑤介護休業給付金支給申請書、⑥離職証明書の従業員への送付は、電子で発行された公文書を電子メールに添付して本人へ提供していただくことも可能としているため、その周知を図る。

③ 雇用調整助成金の申請手続

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・今回の新型コロナウイルス感染症対策として、雇用調整助成金の支給申請はオンライン手続を実施しているので、その周知により利用促進を図る。なお、計画届の提出は簡素化のため撤廃済み。
- ・原則として、押印無しでも受け付けることとする。

④ 厚生年金関連の手続

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・本年4月より、G ビズ ID を活用した ID パスワード方式による電子申請を導入した。G ビズ ID を活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。
- ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。

⑤ 労働基準法に基づく就業規則、36 協定等の届出

書面：× 押印：× 対面：－

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。
- ・現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36 協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、労働条件の低下や、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性がある。
- ・民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。

⑥ 労働安全衛生法に基づく各種届出等

書面：× 押印：○ 対面：△

- ・令和2年4月8日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。
(注) オンライン申請には電子証明書が必要
- ・緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等を開催するに際しては、テレビ電話による会議方式にすることなど、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないとしている。
- ・衛生管理者による職場巡視の頻度を緩和することは、職場で勤務する労働者の健康障害に影響を及ぼすおそれがあることから、適当ではないと考える。また、作業現場などを巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講ずる必要が

あることから、その全てをオンラインで実施することは技術的に困難である。

⑦ 介護分野の文書、対面規制

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・文書については、3月6日付事務連絡において、郵送・電子メール等への見直しを図るよう自治体に周知した。また、押印は原則不要である旨を周知した。
- ・介護支援専門員のモニタリング訪問やサービス担当者会議については、柔軟な取り扱いを認めているところ。

⑧ 飲食店の営業許可や業態転換申請等

書面：× 押印：× 対面：－

- ・国の基本的対応方針が示されれば、その対応方針について地方公共団体の食品衛生法所管課に周知する。

⑨ 医薬品等の製造販売承認申請等

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・申請書記載情報の機密性が高い一方、セキュリティを確保したオンライン・eメールによる申請・届出等の環境を構築するためには、費用も時間もかかるため実施は困難である。代替的対応として郵送で対応することを認める。
- ・省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
- ・医療機器の販売・貸与・修理に関する継続的研修は、ネットでの講習の提供などで対応する。

(12) 農林水産省

① 動物医療機器製造販売届出書への代表印の押印

書面：－ 押印：○ 対面：－

- ・押印がなくても書面を受け付けることとする。

(13) 経済産業省

① 補助金の申請・報告等

書面：○ 押印：△ 対面：○

- ・令和元年12月より一部補助金において補助金申請システム（Jグランツ1.0）の運用を開始し、同システムの活用により書面申請、押印、対面对応の撤廃を目指しているところ。現在利用対象となっていない補助金についても、Jグランツ1.0の利用について検討中。なお、Jグランツ1.0に対応していない補助

金や対応できない事業者については、eメールによる提出を受け付け、後日正式な書類を郵送等により提出してもらい対応。経済産業省が実施する研究開発プロジェクトの応募に際しても、応募書類のメールによる提出を可能としている。

- ・ 交付申請・実績報告・成果報告・財産処分や計画変更申請書の押印については、交付要綱に準じて作成し、大臣承認している交付規程上で定めている。撤廃するにはその変更が必要なため、現状では撤廃ではなく、交付決定時まで原本提出の猶予期間を設けるなどの対応を行っている。
- ・ 従前、経済産業省が実施する、研究開発プロジェクトを含む委託事業・補助事業では、従事日誌等に押印を求めてきたが、頂戴したご要望を踏まえて代替手段での上長による確認を認める。
- ・ 昨年度実施していた事業者への説明会については、申請方法についてネットで動画配信を行うなどして代替している。また、審査に係るヒアリングについては、対面の代わりに全て電話や郵送で行う予定。

② 新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）に基づく申請等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・ eメール（PDF等で添付）による提出を認める。
- ・ 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。

③ 電気事業法に基づく申請・届出の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

<事業規制関係>

- ・ 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、省令上定められた期日までに財務諸表、部門別収支計算書等の提出等の義務を履行できない者が存在するため、所要の省令改正を行い、3ヶ月期限を延長。
- ・ また、電気事業法において「遅滞なく」提出することとされている下記届出について、新型コロナウイルス感染症の影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、そのような事情が解消した後、押印された文書を可及的速やかに提出いただくことで、遅滞なく提出したものと取り扱うことも認める。

（対象届出）：広域機関加入届、発電事業届、電気工作物変更届、特定自家用電気工作物設置届、小売電気事業変更届出書・小売電気事業氏名等変更届出書・小売供給変更届出書・小売供給氏名等変更届出書

- ・ 事前に施行文書はメールにて送付し、後日原本を郵送する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（i）及び（ii）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイ

ルのメール添付、FAX、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。

(i) 事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。

(ii) 文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。

<保安規制関係>

- ・電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請窓口を新設することとし、書面申請の撤廃を図る。
- ・簡易申請窓口は法人認証基盤（G Biz ID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。
- ・当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。

④ ガス事業法における申請・届出の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

<事業規制関係>

- ・文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、省令上定められた期日までに財務諸表、部門別収支計算書等の提出等の義務を履行できない者が存在するため、所要の省令改正を行い、3ヶ月期限を延長。
- ・事前に施行文書はメールにて送付し、後日原本を郵送する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（i）及び（ii）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、FAX、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。
 - (i) 事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。
 - (ii) 文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。

<保安規制関係>

- ・ガス事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトの新設することとし、書面申請の撤廃を図る。
- ・新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（G Biz ID）を利用することとし、当該ウェブサイトを通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。
- ・当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。

⑤ クレジット番号等取扱契約締結事業者の割販法に基づく届け出等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。その際、押印については省略する。オンライン化についても対応を進める。
- ・押印がなくても書面を受け付けることとする。

⑥ 商標権移転登録申請等のオンライン化

書面：× 押印：－ 対面：－

- ・商標移転登録に当たっては、登録免許税法に基づき、登録免許税を納付して頂く必要があるが、当該納付にかかるシステム構築ができていないため、申請時に収入印紙又は銀行等での領収証書の原本の貼付が必要であることから、eメールでの提出やオンライン提出は困難。
- ・また、確認済証の電子交付については、上記理由により紙で提出された申請書に記載されたメールアドレスを入力する必要があるが、タイプミスすることによる個人情報漏洩のリスクがあり、ダブルチェック体制の構築が困難。

(14) 国土交通省

① 資格更新のeラーニング対応（監理技術者講習）

書面：－ 押印：－ 対面：○

- ・講習実施機関に対し、当面の間、自宅学習（教材を用いた自宅学習及び試験）による講習を実施するよう要請しており、受講者が会場に来ることなく、自宅で受講をできるようにすでに措置済みであり、関係業界に通知及びHPで公表する等して周知を図ったところ。

② 建設業における申請等の電子化等

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・eメールでの提出を可能とする。
- ・必要な書類が十分に整わない場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、許可の更新期限を迎える者が書類の不足を理由に許可が失効しないよう、柔軟な運用を行うこととする。（5/29付け課長通知で措置済み）
- ・決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟に対応することとする。（5/29付け課長通知で措置済み）
- ・許可行政庁から事業者へ送付する許可通知については、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。
- ・再検討依頼の基準に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。
- ・再検討依頼の基準に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続（継続的な関係の中での手続で

ある、更新申請や変更届出等)については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。

③ 公共事業案件の工事施工における提出書類の電子化・遠隔説明対応促進

書面：△ 押印：△ 対面：○

- ・入札への参加を希望する者に対し、入札公告において、望まない場合を除いて原則として、電子入札システム及び電子契約システム（以下「電子的なシステム」という。）を用いることを明示するとともに、各地方整備局等のHPにおいて電子的なシステムの案内を行っている。
- ・また、インターネット利用のリスク（なりすまし等）を回避するために、利用者本人を特定するための電子証明を内蔵したICカードと、ICカードを読み込むためのICカードリーダーを準備する必要がある。ICカード発行に必要な書類、手続、費用及びサービス内容については、ICカード発行元である民間認証局によって異なるところであるが、利用者の負担の少ない発行が可能となるよう検討してまいりたい。
- ・なお、電子的なシステムの利用について、別途書面の提出を求めることはなく、利用者から使い勝手が悪い等のご意見は現在特に承っていないが、そのような場合であっても適切に対応できるように、ヘルプデスクを設置する、システムの定期改修を行う等、利用者の意見・要望を踏まえ、引き続き電子的なシステムの利用率向上に努めている。
- ・電子的なシステムを利用できない者への対応についても以下のとおり対応してまいりたい。なお、紙による入札を行った者に対して不利な取扱いをしないこととしている。
 - 書類の提出に当たって、メール等の活用が可能な範囲の拡充について引き続き検討する
 - 状況に応じて書類の提出期限をできるだけ長く確保するなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努める
 - 書類の送付に当たって、メール等の活用が可能な範囲の拡充について引き続き検討する
- ・メール等の提出により手続を進め、押印された正本は後日提出で可能とするなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努めている。
- ・契約書については、会計法により押印を求めることが規定されているが、電子的なシステムを活用する場合は、契約事務取扱規則（大蔵省令）により電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名を用いることで押印を不要とすることができるため、引き続き電子的なシステムの利用促進を図って参りたい。
- ・打合せ等については可能な限りオンラインでの対応に努めている。また、対面手続は、電子的なシステムの活用により原則として実施しないこととしている。

④ 宅地建物取引業者の届出事項等の電子化

書面：○ 押印：○ 対面：－

- ・ eメールでの提出を可能とする。
- ・ 変更の届出等に際して、必要な書類の一部が不足している場合であっても申請を受領することとし、不足した書類は後日送付を認めるなど柔軟な運用を行うことを認めることとする。
- ・ 免許行政庁から申請者に対して交付する書類には宅地建物取引業者免許証があるが、これについて、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。
- ・ 再検討依頼の基準に従い、法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、押印がなくても書面を受け付けることとする。

⑤ 航空法等にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化

<空港制限区域立ち入り申請>

書面：○ 押印：○ 対面：△

- ・ 平成 31 年度以降、メールによる申請に移行済み。各空港事務所において、書面申請を継続している事業者に対してメールによる手続きが可能であることを再周知する。
- ・ 押印は、法令上の根拠はないので、押印以外の方法で申請者を特定することが出来れば、受け付けることとする。また、押印原則の撤廃について、関係者に周知する。
- ・ 車両運転講習については、受講留保により、対面機会を削減している。
- ・ 車両運転試験については、公正に実施するため、緊急対策としての改善は困難であり、ソーシャルディスタンスの確保により実施することとしている。なお、実現に向けた検討を行うこととする。
- ・ 立入承認書の物理的な交付については、管理責任者に一括して交付するなど対面が最小限となる方法で行っている。

<航空従事者技能証明学科試験の申込>

書面：○ 押印：－ 対面：－

- ・ 申請書の eメール（PDF 等で添付）による提出を仮申請として認め、後日郵送で申請書を受付（収入印紙の納付の確認を含む。）することとしており、その旨の周知を図る。

(15) 環境省

① 地方公共団体における産業廃棄物の許認可申請手続の簡素化

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・ 都道府県の実施する手続きであるため、都道府県向けに電子メール等を活用し

た書類提出の推奨についても通知を発出済み。必要に応じて原本を後日確認することなどの対応により書類を受け付けるよう通知している。（「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号環循規発2005151号）」）

- ・再検討依頼6頁（注3）にあるような手段等で真正性が担保できる場合について受け付ける。なお、すでに都道府県向けに押印のない書類についても本人確認できる場合には真正なものとして扱われたい旨の通知を発出済み。（同上）

（16）原子力規制庁

① 原子力関連の届出等に係る手続きの緩和

書面：○ 押印：○ 対面：○

- ・可能な限りeメール（PDF等で添付）、押印なしの文書での申請を認める。立ち合い等については原則としてオンラインでの対応を行う。

3. 今後の制度的対応の必要性

今般の各省からの回答（5月18日公表分及び5月22日付再検討依頼への回答）には、法律改正等が必要であり、緊急対応を実施することが困難であるもの、今後、取組を検討するとしている事項なども含まれおり、新型コロナウイルス禍を踏まえた新たな日常の構築に速やかに対応する観点からも、民間の商慣行等による手続の見直しと連携しつつ、制度的対応を推進することが必要ではないか。

以 上